

条 例 名	理 由	要 旨
<p>奈良県議会委員会条例の一部を改正する条例</p>	<p>県に置く部の変更に伴い、常任委員会の所管事項について、所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>1 常任委員会の所管事項の変更 県に置く部のうち、文化・教育・くらし創造部を地域創造部に、水循環・森林・景観環境部を環境森林部に、産業・観光・雇用振興部を産業部に、食と農の振興部を食農部に変更することに伴い、次の常任委員会の所管事項について、所要の規定の整備を行う。</p> <p>ア 経済労働委員会 水循環・景観環境部、産業・観光・雇用振興部、食と農の振興部 → 環境森林部、産業部、食農部</p> <p>イ 文教くらし委員会 文化・教育・くらし創造部 → 地域創造部</p> <p style="text-align: right;">(第2条関係)</p> <p>2 施行期日 令和6年4月1日から施行する。</p> <p style="text-align: right;">(改正附則関係)</p>